



群馬労働局の取組 トピックス (令和6年5月22日配信)

(業務改善助成金)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報をお載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

令和6年度「業務改善助成金」のご案内

令和6年度の業務改善助成金についてのお知らせです。

令和6年度も引き続き助成金の受付がございしますが、一部変更点がございします。

変更点

- ・特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**となります。
- ・一部の特例事業者に認められていた「**関連する経費**」が**終了**となります。
- ・1年度内に**申請可能な回数が1回まで**となります。
- ・複数回の事業場内最低賃金の引き上げが対象外となります。
- ・**事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日まで**となります。



(変更リーフレット)

↓↓↓詳細は変更点をまとめたリーフレットをご確認ください

令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、**一部変更しました**ので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「 生産量要件 」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き実施）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「 関連する経費 」が 終了 （車・PCなどの購入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は 1回まで
4. 賃金引上げ方法	事業場内最低賃金の引上げは1回のみ（ 複数回の引上げは助成対象外 ）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以前に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
賃金要件	引き続き実施	引き続き実施
生産量要件	引き続き実施	令和5年度限り
物価高騰等要件	引き続き実施	引き続き実施
車・PCなど （関連する経費）	引き続き実施	引き続き実施

（参考）令和6年度の特例事業者は、以下の①～②のいずれかの条件に当てはまる中小企業事業者となります。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の増減など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者 ※ 「販売コスト（販売コストポイント）」とは、バーコードで読み取れる2次元コードを指します。

また、変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	特例事業者	
		①賃金要件	②物価高騰等要件
生産性向上に資する設備投資等	○	○	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または事業本体総額200万円以下の備用自動車や業務用自転車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規購入	×	×

賃金引上げに関する注意点

「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご確認ください。

（例）地域別最低賃金が970円、事業場内最低賃金1,000円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,000円から1,010円に引上げ、9月1日に1,010円から1,030円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。	5月1日に1,000円から1,025円に引上げ、9月1日に1,025円から1,060円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。
---	---

対象外 5月1日と9月1日ともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たさず賃上げは認められません。

対象外 5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていたとしても対象外となります。

複数回に分けて実施した賃上げは合算しません。

一度目の賃上げは要件を満たさないため対象外。また、その間に地域別最低賃金が50円を超えたため、後の賃上げが要件を満たさず対象外。

助成対象となるには？

対象！ 5月1日に30円以上引き上げていたかどうか。5月1日の0.10円引上げはその事業場に9月1日に30円以上引き上げていたかどうか助成対象となります。

対象！ 5月1日に30円以上引き上げていたかどうか助成対象となります。

お問い合わせ

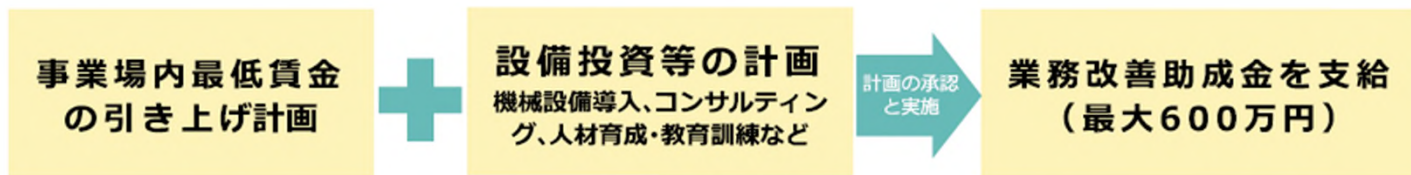
ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）
その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

交付申請書等の提出先は経籍の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

※令和5年度内（令和6年(2024年)3月31日まで）にご申請いただいた場合は、本変更の適用対象外です。

制度概要

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。



注意

- ・事業場内最低賃金の引上げや設備投資等は、これから実施するものが助成の対象となります。
- ・労働者（従業員）の事業場内最低賃金を引き上げるための支援制度であるため、労働者（従業員）がいない場合は助成の対象となりません。

対象事業者

- ・中小企業・小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ※現在、群馬県の最低賃金（地域別最低賃金）が935円であることから、事業場内最低賃金が985円までの事業場が対象となります。

助成対象経費

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率増進に資する設備投資等」です。具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ホームページに掲載されています。



（生産性向上のヒント集）

注意事項

- ・令和6年度の申請期限は令和6年12月27日です。（郵送の場合は必着）
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。



（業務改善助成金）

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

申請先

業務改善助成金の申請・支給窓口は、群馬労働局雇用環境・均等室です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1前橋地方合同庁舎8階 電話番号：027-896-4739

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室